

## 公正採用選考人権啓発推進員の設置について（お願い）

### ■ 公正採用選考人権啓発推進員とは？

厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募の門戸を開くとともに、適性・能力に基づく公正な採用選考が図られるよう「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、事業主の皆様に対して様々な啓発等を行っています。

この取組の一環として事業所内において公正な採用選考システムの確立が図られるよう公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置をお願いしています。

### ■ 岡山県内における推進員の設置状況と課題

厚生労働省では令和5年4月から従業員数80人以上（令和5年3月までは100人以上）の事業所に推進員の設置を依頼し、岡山県では10人以上の事業所に推進員の設置を依頼しているところです。

[岡山県内の設置状況（令和5年3月末現在）]

- 従業員規模80人以上の事業所  
対象事業所数 1,302社・推進員設置事業所数 1,225社（94.1%）
- 従業員規模10人以上80人未満の事業所  
対象事業所数 7,262社・推進員設置事業所数 5,020社（69.1%）

公正な採用選考システムの確立のため、従業員数80人以上の事業所において、設置率100%を目指していくことが必要です。

また、10人以上80人未満の規模事業所では、69.1%と低い設置率となっており、早急な設置促進が求められています。

### ■ 推進員設置手続き

事業所管轄のハローワークに、別紙様式1「公正採用選考人権啓発推進員選任報告（新規・変更）」を提出してください。

またメールでの提出も可能です。岡山労働局ホームページで様式をダウンロードし、入力後にPDFでメールに添付し下記アドレスに送信してください。

**推進員選任報告受理用メールアドレス：[suishinin33000@mhlw.go.jp](mailto:suishinin33000@mhlw.go.jp)**

### ■ その他

推進員設置後は、推進員が中心となって、公正採用選考の意識啓発を行っていただく他、別途ご案内する公正採用選考人権啓発研修会等への参加をお願いします。



**どうかご協力ください**